

声明と密約の間
——揺らぐ専守防衛コミットメントの説得力——

東京大学
石田 淳

キーワード

専守防衛、安全保障のディレンマ、ハブ・アンド・スポークス型の同盟、抑止、安心供与

1. 専守防衛論の二つの機能——対内釈明と対外説明

限定的な集団的自衛権の行使容認（閣議決定、2014 年 7 月 1 日）

武力攻撃事態＋存立危機事態（改正自衛隊法 76 条 1 項、88 条 1 項）

外務省文書「平和国家としての 60 年の歩み」の歴史認識と専守防衛論

「専守防衛」論

自衛権の発動を旧三要件の範囲内に限ることを想定し、その準備たる防衛力の保持、
装備の保有についても相応の範囲に自制するという意味において憲法 9 条整合的な
受動的 (passive) 防衛姿勢

武力の行使、防衛力の保持、装備の保有などを憲法、自衛隊法等によって必要最小限度に
限界づけることによって平和の維持を図る

本稿の課題／

2014 年の閣議決定を経て、再解釈された憲法 9 条と整合的な武力の行使、防衛力
の保持、装備の保有などの範囲は、これまでになく明確性を欠くものとなったこと
が、日本の安全保障にとっていかなる意味を持つのか。

2. 意図の表明と秘匿

2-1. 専守防衛論——「必要最小限度」画定の試み

再軍備と平和憲法との法的整合性に関する政府の論理

2-1-1. 9 条整合的な防衛力の範囲 【別表 1】

2-1-2. 9 条整合的な日米協力の範囲 【別表 1】

アメリカの軍事行動に提供しうる支援の範囲

1) 岸内閣 (1957 年～1960 年) の安保改定論

2) 佐藤内閣 (1964 年～1972 年) の沖縄返還論

3) 小渕内閣 (1998 年～2000 年)、小泉内閣 (2001 年～2006 年) の後方支援論

2-1-3. 消極的平和主義から積極的 (proactive) 平和主義へ

2-2. 現状の正統性と防衛手段の模索

2-2-1. 領土問題と防衛線の模索

○ 維持すべき価値配分の現状について合意は存在するのか

領土問題（参考）ドイツの「東方領土」問題
防衛線（defense perimeter）問題

2-2-2. 日米防衛体制の成立と再編

- 現状を防衛するための妥当な防衛の手段とは何か
日本の非核三原則とアメリカの拡大抑止

2-3. 密約——日米事前協議の制約からのアメリカの《行動の自由》

3. 集団的自衛権の限定容認——その構図

3-1. 同盟のグローバル化

「指針」	安全保障環境	状況想定	状況対応
1978年	冷戦	日本有事	限定的・小規模侵略の独力排除
1997年	朝鮮半島核危機・台湾海峡危機	周辺事態	後方地域支援
2015年	中国の海洋進出・北朝鮮の核開発	存立危機事態	限定的集団的自衛権行使

武力不行使体制の下での自衛権の拡大解釈という歴史的文脈
集団的自衛権の行使自制についてのアメリカの対日不満

Armitage 報告（2000年、2007年、2013年）

積極的平和主義への布石／

テロ対策特別措置法（2001年10月）

イラク特別措置法（2003年7月）

3-2. 現状についての合意の不在

- 維持すべき現状についての認識の共有なしに、抑止政策は機能するか
領土問題（原状回復と現状変更は区別可能か）
核問題（CVIDは原状回復か現状変更か）
- 政策の意図の伝達は可能か（政策変更か、政権転換か）

非核化交渉の構図——一方的武装解除と武力不行使の約束（体制保証）

		核計画国の約束	アメリカの約束
キューバ・ミサイル危機		核基地撤去	不侵攻
朝鮮半島の核危機	第1次（1994年）	非核化	核攻撃自制
	第2次（2005年）		

3-3. 不明瞭化するコミットメント

- 行使する武力の不特定
“all options are on the table” (George W. Bush to Iran, Donald Trump to DPRK)
- 保有する装備の不特定（<->事前協議論）
アメリカのNCND政策（1958年～）<-> ラロック証言（1974年）

- 保持する戦力の不特定
Nuclear hedging (Levite)
潜在的核オプション／軍事転用可能な余剰プルトニウムの保持（核燃料サイクル路線）
日米原子力協定（再処理事業に対する包括的事前同意という特権）
←→NPT／ウラン濃縮技術・使用済核燃料の再処理技術の拡散阻止を通じて、民生
技術の軍事転用の可能性の遮断
- 専守防衛の範囲（安倍発言／小野寺発言）

4. おわりに

戦略なき宣言政策

安全保障のディレンマを深刻化させない防衛戦略とは

国際法（自衛権の拡大自制）、立憲デモクラシー、揺るぎない歴史認識の安全保障効果
現状防衛の決意なき消極的平和主義か、現状変更の不信払拭なき積極的平和主義か

参考文献

- 石田淳. 2014. 「安全保障の政治的基盤」（遠藤誠治・遠藤乾編『シリーズ日本の安全保障①安全保障とは何か』岩波書店、所収）
- 太田昌克. 2014. 『日米〈核〉同盟——原爆、核の傘、フクシマ』岩波新書
- 黒崎輝. 2006. 『核兵器と日米関係——アメリカの核不拡散外交と日本の選択 1960-1976』有志舎
- 古関彰一. 2013. 『「平和国家」日本の再検討』岩波現代文庫（単行本 2002）
- 佐藤行雄. 2017. 『差し掛けられた傘——米国の核抑止力と日本の安全保障』時事通信社
- 高野雄一. 1962. 『日本の領土』東京大学出版会
- 田中明彦. 1997. 『安全保障——戦後50年の模索』読売新聞社
- 西村熊雄. 1999. 『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中公文庫
- 波多野澄雄. 2010. 『歴史としての日米安保条約——機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店
- 原貴美恵. 2005年. 『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社
- 等雄一郎. 2006. 「専守防衛論議の現段階」『レファレンス』（平成18年5月号）、19 - 38頁
- Cha, Victor D. 2016. *Powerplay: The Origins of the American Alliance System in Asia*. Princeton University Press.
- Freedman, Lawrence. 2003. *The Evolution of Nuclear Strategy*. Palgrave Macmillan.
- Gaddis, John Lewis. 1987. *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*. Oxford University Press.
- Jervis, Robert. 1989. *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospect of Armageddon*. Cornell University Press.
- Schelling, Thomas C. 1966. *Arms and Influence*. Yale University Press.
- Schroeder, Paul W. 1977. "Alliances, 1815-1945: Weapons of Power and Tools of Management," in Krauss Knorr, ed., *Historical Dimensions of National Security Problems*. The University of Kansas Press.
- Snyder, Glenn H. 1960. *Deterrence and Defense: Toward a Theory of National Security*. Princeton University Press.

別表1 専守防衛の宣言政策

コミットメント	内容	備考
戦争放棄と戦力不保持（1947.5.3 施行）	第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」 第2項「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」	憲法9条
自衛権発動旧3要件（1954.3.19）	「自衛権の限界については下田君が三原則を述べました。すなわち他に方法がなく、そうして急迫不正の侵害があつて、それを排除するために必要欠くべからざる最小限度の措置という制約をかぶっております・・・。」	佐藤達夫法制局長官答弁（衆議院外務委員会）
自衛隊の出動の地理的範囲（1954.6.2）	「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」	参議院「自衛隊の海外出動をなさざることに關する決議」
原子力の平和利用（1956.1.1 施行）	「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」	原子力基本法第2条
自衛権の範囲——特にその先制行使の可否（1956.2.29）	「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合・・・には、そのようなそのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」	船田中防衛庁長官答弁（衆議院内閣委員会）
「武力行使との一体化」違憲解釈（1959.3.19）	「極東の平和と安全のために出動する米軍と一体をなすような行動をして補給業務をすることは、これは憲法上違法ではないかと思ひます。」	林修三法制局長官答弁（参議院予算委員会）
事前協議制（岸・ハーター交換公文）（1960.1.19）	「合衆国軍隊の日本国への配備における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動・・・のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする」	「条約第6条の実施に關する交換公文」
集団的自衛権違憲解釈（1960.4.20）	「他国が・・・武力攻撃を受けた場合に、それを自国が受けたと同様に見て、その他国を・・・武力をもって防衛するというのが、国連憲章上違法な・・・戦争とは認められないというのが、国連憲章五十一条の意味だと思ひます。・・・そういう意味での武力行動は、日本の憲法上は認められない。」	林修三法制局長官答弁（衆議院日米安全保障条約等特別委員会）
武器輸出三原則	「以下の三つの場合には武器輸出を認めない。1）共産圏諸国向	佐藤榮作内閣総理大臣答

<p>(1967.4.21)</p> <p>(1982年、対米武器技術供与につき適用除外)</p>	<p>けの場合、2) 国連決議による武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、3) 国際紛争の当事国またはそのおそれのある国向けの場合」</p>	<p>弁 (衆議院決算委員会)</p>
<p>非核三原則</p> <p>(1967.12.11)</p>	<p>[小笠原の返還方式についての野党議員からの質問に対して]</p> <p>「本土としては、わたしどもは核の三原則、核を製造せず、核を持たない、持ち込みを許さない、これをはっきり言っている。その本土並みになるということなのです」</p>	<p>佐藤榮作内閣総理大臣答弁 (衆議院予算委員会)</p>
<p>自衛隊の保持しうる兵器の範囲</p> <p>(1969.4.8)</p>	<p>「性能上純粋に国土を守ることのみに用いられる兵器の保持が憲法上禁止されていないことは、明らかであるし、また、性能上相手国の国土の壊滅的破壊のために用いられる兵器の保持は、憲法上許されないものといわなければならない。」</p>	<p>質問主意書答弁</p>
<p>沖縄返還</p> <p>(1969.12.1.)</p>	<p>「私とニクソン大統領の間で合意した沖縄の施政権返還の大綱は、今次の共同声明に明らかなごとく、核抜き、本土並み、一九七二年返還ということであります。」</p>	<p>佐藤榮作内閣総理大臣答弁 (衆議院本会議)</p>
<p>韓国・台湾条項</p> <p>(1969.11.21)</p>	<p>「総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約およびこれに関する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、・・・沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。」「総理大臣は、・・・韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要であると述べた。・・・総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素であると述べた。・・・両国政府は、南ヴェトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく沖縄の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一致をみた。」</p>	<p>佐藤・ニクソン共同声明第4項</p>
<p>自衛隊の保持しうる兵器の範囲</p> <p>(1970)</p>	<p>「長距離爆撃機、攻撃型航空母艦、ICBM等は保持することができない」</p>	<p>『昭和45年版 防衛白書』</p>
<p>沖縄返還と非核三原則</p> <p>(1971.11.24)</p>	<p>「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさず、非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。」</p>	<p>非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議</p>

集团的自衛権違憲 解釈 (1972.10.14)	「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集团的自衛権の行使は、憲法上許されないとわがざるを得ない。」	「集团的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」(参議院決算委員会提出資料)
核不拡散義務 (1976.6 批准)	1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造し爆発させた米、露、英、仏、中を「核兵器国」と定義したうえで、それ以外の国への核兵器の拡散防止を締約国に義務付ける。	核不拡散条約。核兵器国の不拡散義務(第1条)、非核兵器国の不拡散義務(第2条)、非核兵器国によるIAEAの保障措置受諾義務(第3条)
防衛費の範囲 (1976.11.5 閣議決定、1987年撤廃)	「防衛力整備の実施に当たっては、当面、各年度の防衛関係費の総額が当該年度の国民総生産の百分の一に相当する額を超えないことをめどとしてこれを行うものとする。」	三木武夫内閣の閣議決定 「当面の防衛力整備について」
周辺海空域の警戒 監視・情報収集 (1977.12.28)	専守防衛の観点から、周辺海空域の警戒監視および情報収集が必要であるとの観点から、P-3C 対戦哨戒機および F-15 戦闘機導入決定	国防会議
PKO 参加五原則 (1992.8.10 施行)	1) 紛争当事者間の停戦合意の成立、2) 紛争当事者すべてによる当該 PKO 及び当該 PKO への我が国の参加への同意、3) 当該 PKO の中立的立場の厳守、4) 上記3条件のいずれかが満たされない場合における我が国部隊の撤収、5) 要員の生命等の防護のために必要最小限度の武器の使用	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(第3条第1号、第6条第1項第1号及び第13条第1号、第8条第1項第6号並びに第24条の規定の趣旨)
武力行使との一体化論 (1997.2.13)	「いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするもので [あります]。」	大森政輔内閣法制局長官 答弁(衆議院予算委員会)
周辺事態における 後方支援 (1999.5.28)	周辺事態(「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」)において、「武力による威嚇又は武力の行使」を除く後方地域支援(「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊・・・に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域において我が国が実施するもの」)を実施する。	周辺事態安全確保法第1条、第2条第2項、第3条第1号
弾道ミサイル防衛 システムの整備 (2003.12.19)	「我が国としての BMD [防衛ミサイル防衛] システムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地对空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。こ	安全保障会議決定、閣議決定

	<p>のような BMD システムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策に相応しいものであることから、政府として同システムを整備することとする」</p>	
<p>基盤的防衛力から動的防衛力への転換 (2010.12.17)</p>	<p>「従来の『基盤的防衛力構想』によることなく、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のため・・・高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構想する」</p>	<p>防衛計画の大綱</p>
<p>統合起動防衛力への転換 (2013.12.17)</p>	<p>「装備品の運用水準を高め、その活動量を増加させ、統合運用による適切な活動を機動的かつ持続的に実施していくことに加え、防衛力をより強靱なものとするため、各種活動を支える防衛力の「質」と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく」</p>	<p>防衛計画の大綱</p>
<p>防衛装備移転三原則 (2014.4.1)</p>	<p>「2 防衛装備の海外移転は、・・・我が国の安全保障に資する場合等に認め得る」</p>	<p>閣議決定</p>
<p>自衛権発動新三要件 (2014.7.1)</p>	<p>我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。</p>	<p>閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」</p>

別表2 日米の役割分担と共同行動の模索

コミットメント (年月日)	内容	備考
<p>条約上の権利 (1952年 4月28日効力発生)</p>	<p>第1条「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海外を日本国内およびその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。」</p>	<p>旧日米安全保障条約第1条</p>
<p>合意の確認 (1951年9 月8日)</p>	<p>「[内閣総理] 大臣は、・・・国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、・・・当該・・・加盟国の軍隊がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において指示することを日本国が許し且つ容易にすること・・・を確認する光榮を有します。」</p>	<p>吉田・アチソン交換公文</p>

<p>条約上の義務 (1960.6.23 効力発生)</p>	<p>第5条「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」 第6条「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することが許される。・・・」</p>	<p>新日米安全保障条約 5条、第6条</p>
<p>条約上の義務の確認 (1965.1.13)</p>	<p>「大統領と総理大臣は、日本の安全の確保につきいささかの不安もなからしめることが、アジアの安定と平和の確保に不可欠であるとの確信を新たにした。このような見地から、総理大臣は、日米相互協力及び安全保障条約体制を今後とも堅持することが日本の基本政策である旨述べ、これに対して、大統領は、米国が外部からのいかなる武力攻撃に対しても日本を防衛するという同条約に基づく誓約 (commitment) を遵守する決意であることを再確認した。」</p>	<p>佐藤・ジョンソン共同声明第8項</p>
<p>核四政策 (1968.1.30)</p>	<p>「第一は、・・・いわゆる非核三原則でございます。第二は、・・・核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。第三に、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、・・・日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。第四に、核エネルギーの平和利用・・・に取り組む。・・・以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。」</p>	<p>佐藤榮作内閣総理大臣答弁 (衆議院本会議)</p>
<p>アメリカの義務の範囲— —ニクソン・ドクトリン (1970.2.18)</p>	<p>「アメリカはすべての条約上の誓約 (commitment) を守る」「同盟国・・・の自由を核保有国が脅かした場合には、アメリカは盾を提供する」「その他のタイプの侵略の場合は、・・・直接脅威に直面した国がその防衛に必要な兵員を提供する主たる責任を負うものと期待する」</p>	<p>Foreign Annual Report to the Congress on United States Foreign Policy for the 1970s</p>
<p>アメリカの誓約の範囲 (1975.8.6)</p>	<p>第4項「総理大臣と大統領は・・・米国の核抑止力は、日本の安全に対し重要な寄与を行うものであることを認識した。これに関連して、大統領は、総理大臣に対し、核兵力であれ通常兵力であれ、日本への武力攻撃があった場合、米国は日本を防衛するという相互協力及び安全保障条約に基づく誓約 (defense commitment) を引き続き守る旨確言した (reassured) 。</p>	<p>三木・フォード共同記者発表</p>
<p>限定的・小規模な侵略の 独力排除を目的とする防 衛力 (1976.10.29)</p>	<p>「核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するものとする。」「直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動し、防衛力の総合的、有機的な運用を図ることによって、極力</p>	<p>防衛計画の大綱</p>

	早期にこれを排除することとする。この場合において、限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除することとし、侵略の規模、態様等により、独力で排除が困難な場合にも、あらゆる方法による強じんな抵抗を継続し、米国からの協力をまってこれを排除することとする。」	
同盟国との防衛協力 (2005.10.29)	二国間の安全保障・防衛協力の強化に不可欠な措置に、情報共有（秘密保護措置）、相互運用性の向上、共同訓練機会の拡大、施設の共同使用、弾道ミサイル防衛などが含まれるとした。	「日米同盟——未来のための変革と再編」安全保障協議委員会（ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官、町村外務大臣、大野防衛庁長官）
拡大抑止のコミットメント (2006.10.9)	「韓国と日本を含む東アジア地域における我が国の同盟国に対して次のように再確認した。すなわち、合衆国は我々の抑止・安全保障上の誓約（commitment）を果たす用意がある。」	北朝鮮の核実験に関するブッシュ大統領声明
条約上の義務が及ぶ領域的範囲 (2014.4.24)	「日本の安全保障に関する米国の条約上の義務に疑問の余地はなく、（日米安全保障条約）第5条は尖閣諸島を含む日本の施政下にあるすべての領域に適用されます。」	安倍・オバマ共同記者会見
拡大抑止の信頼性向上 (2010.12.17)	「我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。」	防衛計画の大綱
日米同盟の抑止力・対処力の強化 (2013.12.17)	「米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、『日米防衛協力のための指針』の見直しを進め、日米防衛協力を更に強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を強化していく。」	防衛計画の大綱
条約上の義務の確認 (2015.4.27)	「米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。」	日米防衛協力のための指針（2015年）
条約上の義務が及ぶ領域的範囲 (2017.2.10)	「核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を使った日本の防衛に対する米国の誓約（commitment）は揺るぎない。・・・両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを確認した。両首脳は、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する。」	安倍・トランプ共同声明